

令和元年度第2回
長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会
書面会議 会議録

決議案件

議事第1号 「長浜市男女共同参画行動計画」の進捗管理について

→書面表決書により、委員14名のうち12名の承認を得たため、原案のとおり承認とする。

決議日

令和2年3月25日

長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会

(敬称略)

	今 期 平成30年6月1日～令和2年5月31日
委 員 長	京 樂 真 帆 子
副 委 員 長	月 ヶ 瀬 義 雄

長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会 委員名簿

(令和元年7月1日現在)

(順不同 敬称略)

氏 名		備 考
京 樂 真 帆 子	きょうらく まほこ	有識者 滋賀県立大学教授
下 地 久 美 子	しもじ くみこ	有識者 女性の悩み専門相談員
嘉 瀬 井 憲 幸	かせい のりゆき	長浜市連合自治会(※)
月 ヶ 瀬 義 雄	つきがせ よしお	長浜市企業内人権教育推進協議会
岩 崎 友 子	いわさき ともこ	長浜市PTA連絡協議会(※)
橋 井 二 郎	はしい じろう	市長が必要と認めるもの(地域)
中 村 亜 紀	なかむら あき	市長が必要と認めるもの(地域)
吉 田 健 治	よしだ けんじ	市長が必要と認めるもの(子育て)
北 川 朝 代	きたがわ あさよ	市長が必要と認めるもの(子育て)
平 井 和 子	ひらい かずこ	市長が必要と認めるもの(旧伊香郡)
廣 部 恭 子	ひろべ きょうこ	市長が必要と認めるもの(地域)
大 橋 清 太 郎	おおはし せいたろう	公募委員
福 永 諭 介	ふくなが ゆうすけ	公募委員
秋 山 悦 子	あきやま えつこ	かがやきネット

(任期:平成30年6月1日～令和2年5月31日／(※)令和元年6月1日～令和2年5月31日)

長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指した行動計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現を目指した行動計画の施策の推進に関すること。
- (3) 前2号について調査及び審議し、市長に提言すること。
- (4) その他男女共同参画に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部人権施策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

「長浜市男女共同参画行動計画」の進捗管理について

1. 【様式1】人権施策推進基本計画・男女共同参画行動計画実績について

様式1は、男女共同参画行動計画と人権施策推進基本計画の共通様式として、すべての部署における取り組み状況を調べるものです。

令和元年度第1回長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会、令和元年度第1回人権尊重審議会でのご意見を受け、設問の文言や、回答の方式について変更。

- ・修正内容（P4～P6）

2. 【様式2】男女共同参画行動計画進捗管理表について

様式2は、男女共同参画行動計画について、所管する部署が担当する個別の事業についての目標に対し、5段階の事業評価を行うものです。

平成30年3月に改訂された計画に対しての経年変化を調査するため、進捗管理にかかる内容や指標等については変更いたしません。

◆【様式 1】人権施策推進基本計画・男女共同参画行動計画実績について（すべての部署）

【修正前】

番号	様式 1 の設問	はい	いいえ
問 1	職場内で人権研修を実施しましたか？		
問 2	この一年、貴課では一般市民を対象としたイベントや集会を開催しましたか？		
問 2-2	貴課で開催されたイベントについて、受付や湯茶の提供は女性・説明や進行は男性など、性別で役割が固定化されていませんか？（固定化されていない場合『はい』）		
問 2-3	貴課で開催されたイベントについて、託児サービスや授乳スペースの提供などの配慮・工夫はありましたか？		
問 2-4	男女共同参画の視点から、チラシのイラストなどが、固定的性別役割分担にとらわれていないか、チェックしましたか？（性別を限定しないイベント等に限る）		
問 3	市民への説明責任の重要性や、貴課で管理する個人情報の適正な取扱いについて、職場内で話し合ったり研修する機会はありましたか？		
コンプライアンスは、基本的な人権と密接な関係にあります。単に、ルールを守ればよいというだけでなく、最新の情報の取得や適切なリスク管理が求められています。あなたの職場では、この一年どのように取り組まれましたか？			
問 4	市民への窓口対応や情報の提供にあたって、貴課では合理的配慮※が必要となる人に対して、配慮を行いましたか？		
※『合理的配慮』とは、視力の弱い人や聞こえの悪い人、日本語の読めない外国籍の人、窓口などへの来所が困難な人、高齢の単身世帯、ひとり親世帯、生活保護受給者など、社会的に配慮が必要とされる人や世帯に対する、必要で合理的な配慮で過剰な負担にならない対応を言います。具体的には、必要に応じて筆談や文章の読み上げをしたり、段差の解消、低いカウンター、声かけ、子どもを別室で預かる、外国語訳の資料を作成、外国人相談窓口の設置なども、『合理的配慮』にあてはまります。			
問 5	附属機関を所管していますか。 組織名称、女性委員の割合（40%以上・未滿 2 択）		
『長浜市男女共同参画行動計画』は、長浜市基本計画で基本施策の一つ『男女共同参画社会づくりの推進』として一翼を担い、『すべての人が互いに尊重し合うまちづくり』を目標に施策を展開しています。この計画では、長浜市の成果目標の一つとして、附属機関等（審議会等）の女性委員の割合が 40%以上となるよう、掲げています。この目標を達成するためには、所管するそれぞれの課・室の協力が必要となります。		▼附属機関がある 女性 40% 以上の組織	女性 40% 未滿の組織

【修正案】

番号	設問		
問 1	職場内で人権研修を実施しましたか？	はい	いいえ
問 1-2 (はい)	研修の内容（テーマ）を教えてください		
	①女性の人権・男女共同参画	⑥外国人の人権	
	②子どもの人権	⑦患者の人権	
	③高齢者の人権	⑧セクシュアルマイノリティの人権	
	④しょうがいのある人の人権	⑨インターネットの人権	
	⑤同和問題	⑩ハラスメント	
	⑪その他（ ）		
問 1-3 (はい)	研修の手法を教えてください		
	①毎月の課内研修の時間を利用して実施した		
	②朝礼や打合せの時間を利用して実施した		
	③資料等を配布し伝達研修を実施した		
	④その他（ ）		
問 1-4 (いいえ)	できなかった理由と今後の対応策を記入してください。		
問 2	この一年、貴課では一般市民を対象としたイベントや集会を開催しましたか？	はい	いいえ
問 2-2 (はい)	男女共同参画の視点から、チラシのイラストなどが、固定的性別役割分担にとらわれていないか、チェックしましたか？（性別を限定しないイベント等に限る）	はい	いいえ
問 2-3 (はい)	イベントでの役割分担として、受付や湯茶の提供は女性、説明や進行は男性など、性別のみで役割を決めていませんでしたか？ （性別のみによる役割分担はなかった『はい』、性別のみによる役割分担があった『いいえ』）	はい	いいえ
問 2-4 (はい)	イベントでの託児サービス・授乳スペースの提供・要約筆記・手話通訳などの配慮、工夫はありましたか	はい	いいえ
問 3	市民への説明責任の重要性や、貴課で管理する個人情報の適正な取扱いについて、職場内で研修する機会はありましたか？	はい	いいえ
コンプライアンスは、基本的な人権と密接な関係にあります。単に、ルールを守ればよいというだけでなく、最新の情報の取得や適切なリスク管理が求められています。あなたの職場では、この一年どのように取り組まれましたか？			

番号	設問		
問 3-1 (はい)	研修の手法を教えてください		
	① 毎月の課内研修の時間を利用して実施した		
	② 朝礼や打合せの時間を利用して実施した		
	③ 資料等を配布し伝達研修を実施した		
	④ その他 ()		
問 3-2 (いいえ)	できなかった理由と今後の対応策を記入してください		
問 4	市民への窓口対応や情報の提供にあたって、貴課では合理的配慮 ※が必要となる人に対して、配慮を行いましたか？	はい	いいえ
<p>※『合理的配慮』とは、視力の弱い人や聞こえの悪い人、日本語の読めない外国籍の人、窓口などへの来所が困難な人、高齢の単身世帯、ひとり親世帯、生活保護受給者など、社会的に配慮が必要とされる人や世帯に対する、必要で合理的な配慮で過剰な負担にならない対応を言います。具体的には、必要に応じて筆談や文章の読み上げをしたり、段差の解消、低いカウンター、声かけ、子どもを別室で預かる、外国語訳の資料を作成、外国人相談窓口の設置なども、『合理的配慮』にあてはまります。</p>			
問 5	附属機関を所管していますか。 組織名称、女性委員の割合（40%以上・未満 2 択）	はい	いいえ
『長浜市男女共同参画行動計画』は、長浜市基本計画で基本施策の一つ『男女共同参画社会づくりの推進』として一翼を担い、『すべての人が互いに尊重し合うまちづくり』を目標に施策を展開しています。この計画では、長浜市の成果目標の一つとして、附属機関等（審議会等）の女性委員の割合が 40%以上となるよう、掲げています。この目標を達成するためには、所管するそれぞれの課・室の協力が必要となります。		▼附属機関がある	
		女性 40% 以上の組織	女性 40% 未満の組織

1. パパチャレンジ講座カジイクジ RAKU-RAKU 講座

男性の家事・育児参画推進と親子で学ぶ男女共同参画の講座を5回開催しました。

2. 女性の悩み相談

女性のセーフティネットとして、カウンセラーによる相談をおこないました。

■場 所：長浜市民交流センター

■開催日：毎月2回【第1木曜日・第3土曜日】×4枠（1枠＝1時間）設定

[令和 2年2月7日（金）現在] 55コマ実施／84コマ（65.4%）

[平成31年2月8日（金）現在] 55コマ実施／80コマ（68.7%）

※台風により1回中止

[平成30年2月2日（金）現在] 64コマ実施／84コマ（76.1%）

3. 長浜女性人材バンク「かがやきネット」

市政の政策・方針決定の場への女性参画を推進するため、設置されています。

[令和2年2月6日現在]

- 登録者数 56名
- 附属機関に参画 15名（24附属機関）
（活用率26.7%）

市附属機関における女性の割合	
合計	864人
女性	265人（30.7%）

[令和2年1月6日現在]

■かがやきネット登録者研修会

<日時>令和元年12月19日（木）10:00～11:30

<会場>長浜市役所 本庁

<講師>くさつ☆パールプロジェクトチーム代表 重原文江氏

<内容>草津市での男女共同参画・女性活躍推進の取組について

<参加者数>10名

4. 長浜市パートナーシップ推進協議会

①会議開催状況

◆総会 <日時>平成31年4月11日（木）午前10時00分～

◆円卓会議 <開催回数>3回《7月・9月・1月》

<内容>・第2回長浜女性会議について

時期・場所・内容等について協議

②研 修

◆研修会

<日時>令和元年11月5日(火) 10:00～11:30

<会場>長浜市役所 本庁

<講師>滋賀県理事員(男女共同参画・女性活躍推進担当) 勝身真理子氏

<内容>これまでの男女共同参画の歩みと、現状、今後の課題

<参加者数>10名

◆先進地研修

<日時>令和2年1月31日(金)

<会場>京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町)

<研修先>「WIT Kyoto～次世代の「女性活躍」と「働き方」を京都から～」

<参加者数>9名

③長浜ジョブカフェ事業 [令和2年2月1日現在]

起業、事業、地域活動などを考える女性を応援するセミナー、参加者同士やロールモデルとしての先輩起業家とのネットワークづくりのための交流会、個別相談を開催。

◆セミナー、交流会、個別相談開催状況

<会場>子育て応援カフェLOCO(北船町 えきまちテラス長浜)

		回数	参加者数 (※のべ人数)
セ ミ ナ ー 等	プレ基礎クラス	セミナー 4回	45名
	基礎クラス	セミナー 6回	129名
		交流会 2回	
		先輩起業家交流会 1回	
	フォローアップセミナー	セミナー 10回	105名 (残5回)
		交流会 1回	
		先輩起業家交流 1回	
	女性活躍「きっかけ」セミナー	セミナー 4回	53名
	合計	セミナー 24回	332名 (残5回)
		交流会 4回	
先輩起業家交流 2回			
個別相談			28名
合計			360名

◆行動率

行動変化			
①開業（開業届提出）	15名	③事業継続	6名
②事業開始	35名	④その他（模索中など）	17名

(①開業者+②事業開始者) ÷ 参加者73名 = 68%

5. 男女共同参画啓発広報誌「かがやき Vol.14」発行

男女共同参画について広く啓発するため、3月に啓発誌「かがやき Vol.14」を発行予定。

■特集：男女共同参画の視点からの防災

その他：自治会における男女共同参画／市政における男女共同参画

令和元年度事業報告／女性の悩み相談

6. その他関連事業

①男女共同参画の視点からの防災研修会の開催

内閣府「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」の採択を受け、防災危機管理局と連携し、地域の防災研修にて、男女共同参画の視点からの防災研修を開催。

<日時> 7月27日（土）13：30～14：45

<場所> 六荘まちづくりセンター

<講師> 滋賀県女性参画による防災力向上検討懇話会座長

防災士・特定非営利法人NPO政策研究所専務理事 相川康子氏

<テーマ> 『男女共同参画の視点で考える災害対応

～みんなで取り組む地域の減災～』

<参加者数> 地域住民70名

②在宅ワーク入門セミナーの共催

女性の多様な働き方として通勤、勤務時間に縛られない在宅ワークについて学ぶ講座を滋賀県女性活躍推進課と共催。

<会場> 神照まちづくりセンター

セミナー名	日時	参加数	内容
入門セミナー	9/26(木) 10:00～12:00	24名 (託児5名)	基礎知識・構え等
スタートアップセミナー&トレーニング [1]	10/16(水) 10:00～12:00	15名 (託児6名)	業務の流れ・ 模擬業務体験等
スタートアップセミナー&トレーニング [2]	10/30(水) 10:00～12:00	13名 (託児7名)	
スキルアップセミナー	11/21(水) 10:00～15:00	13名 (託児5名)	営業・法務・確定申告等